

データと競争政策に関する検討会（第1回）議事要旨

- 1 日 時 平成29年1月20日（金）10：30～12：30
- 2 場 所 中央合同庁舎6号館B棟11階公正取引委員会官房大会議室
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり（鮫島委員及び松尾委員は欠席）
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 検討会の趣旨・議事の取扱い
 - (3) 各府省の取組
 - (4) データと競争政策に関する論点について
- 5 議事概要

各委員から出された意見等は以下のとおり。

(1) 検討の視点について

- データに関して検討が必要であるのは、データには通常の財にはない市場メカニズムや競争の機能が発揮されにくい特性があるからではないか。このような特性として、①権利関係が明確ではないので、市場が立ち上がりにくいという点、②消費者が、データがどのように利用され品質向上等にどう役立つのかを理解する機会に乏しく、効率性に基づく競争が行われにくいという点、③ネットワーク効果やティッピングがあるので市場集中の問題が生じやすいといった点が挙げられる。競争政策又は競争法によりこれらの問題群のうち何を解決できそうかを意識しておくことが必要ではないか。
- データの取引市場の問題と目の前にある行政政策上の問題は区別すべきである。データ自体の取引市場はまだ出来ていないため、それを創設するような取組は重要であり、進めていけばよいだろう。

データの取引市場が存在しない一方で、データを利用したビジネスは盛んに行われており、ITプラットフォームは検索行動に関する情報や位置情報等による付加価値とともに広告枠を販売して収益をあげている。
- データには所有権がないということであるが、所有権がないものを取引するというのは論理的に成り立たない話ではないか。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局経済調査室
	電話 03-3581-4919（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html

- データそのものの潜在的な価値は誰もが認めるところであり、それに対する法的な解釈や運用上の様々な蓄積によって、新しい指標が生まれるのではないか。データそのものというよりは、データを活用した何らかの現実のビジネスにおいて、データの有無が多くウェイトを占めるという構造になっている。まずは、データそのものを議論するというよりは、現存するデータを使った具体的な例を挙げて議論を行うのか、今は存在しないが、将来的なビジネスの議論をするのか、また、その内容をある程度類型化して検討すべきである。
- 政府の一連の取組の紹介があったが、これからのデータの利活用についての方策を模索するというものであるが、これらは市場が創出される前の議論であり、市場として成立する前段階であることから、通常なら独占禁止法の手が入る以前の領域ということになろう。データを利活用しなければならないにもかかわらず、場合によってはデータの利活用を阻害する力が存在するのではないかという点に問題があるのではないか。
- データオーナーシップの問題やデータ流通のインフラ整備といった市場創出型の議論は、競争政策で議論すべきでないという指摘があるところ、現にデータを活用したビジネスは拡大しているという指摘もあるため、近い将来における競争の在り方を規定していくという意味合いで、有機的に議論すべきである。
- 独占禁止法が射程とする市場について、必ずしも集中的な取引市場である必要性はない。相対取引を集合和のクラスターとして市場と見ることができる。必ずしもデータの取引市場が存在しないからといって、独占禁止法の射程外であるとは言えないだろう。
- データの利活用の個別の事実確認も重要であるが、大きな枠組みで、どのような時に法が介入できるのか、介入する時のスタンス、介入することで何ができるのか、従来の枠組みで捉えきれていない問題に対して注意すべきである。
- データと競争政策を議論する際には、データの属性、性質、市場の特性といったことを考慮し、局面、場面の区分けが必要ではないか。我が国ではどうなっているのか、日本的な特色をどう当てはめていくのかというところも論点ではないか。
- 米国と我が国では、消費者向けの電子メール広告についても状況が異なっている。米国では、一度送られてきた電子メール広告について、消費者に止めるという選択肢が用意されており、今後、広告を受け取るかどうかについて消費者が選ぶことができる。一方、我が国では広告を止めるためには、ログインをした上で

広告解除の手続をする必要があり、手続が煩雑なことが多い。米国のような状況では、消費者の選択として、SNS等の個人情報を提供した上で広告を受け取ることによって商品を安く買いたい、SNS等の個人情報を提供したくないが商品は買いたいといった、いわば取引条件の一つとして情報が利用されるといった整理も考えられる。

- 米国のFTCは、プライバシーの観点等から、データに関しては、AIやIoT、企業間の行動に焦点を当てて、かなり前からレポートを発表し、定点観測を行っている。我が国においても、政府全体で定点観測を行う必要があるだろう。本検討会の議論においても、公正取引委員会だけでなく、政府全体で連携しながら、最終的には政策アクションに落とし込んで行く必要があるだろう。

(2) 本検討会で取り上げる論点について

- 現在、データ関連で生じている競争政策上の問題には、①市場支配力の形成等に関わる問題、②欺瞞的顧客誘引、③データを利用した価格差別的な行為による消費者からの搾取、④セキュリティやプライバシー保護を消費者が合理的に期待してよい程度まで行っていないことなどがあると思うが、これらのうち本検討会でフォーカスするのは何かを明らかにする必要があるのではないか。

- フォーカスする部分は、かなり絞られてくるのではないかという印象を持っている。論点案では、どちらかというデータが競争にもたらす悪影響という側面にフォーカスが当たっているように思うが、一方で、データを保持し、新たなビジネスを創出し、独占的な権利を与えることで、投資インセンティブが上昇するという競争促進的な側面も考慮に入れる必要がある。

データといっても様々なデータがあり、さらにデータの用途は幅広い。例えば、ビッグデータを解析することで競争当局がカルテルを探知できる可能性もあることから、データの良い面、悪い面のどこにフォーカスを当てて議論をするのかということも論点になるのではないか。

- 独占禁止法の行為規制の観点から、データ集積の問題は、事業者が共同でデータを集積する場合と単独で集積する場合があるところ、事業者が共同でデータを集積する場合、「標準化」がキーワードとなり、標準化に伴って、事業者が共同でデータを集積することがデータ集積の競争を活発にするかという点も検討すべきである。また、事業者が単独でデータを集積する場合、事業者が独自でデータを集積したり、事業者がデータを買集めるといったデータの集積過程に着目した検討も必要である。

- データに依存する研究開発分野では、データを用いることで改善された技術に

より、さらにデータが集まるため、特定のデータの保有者が優位な地位に立つ。このようなデータ駆動型市場においてデータに関して問題となるのは、データ取引市場そのものというよりは、特定の事業者がデータを保有することによる市場への影響であろう。

研究開発分野に対する独占禁止法のスタンスとして、殊に技術革新のスピードの速い分野では、特定の狭い市場を捉えて共有を求めることは、研究開発意欲を減殺することから「法適用には消極的であれ」との指摘がしばしばなされるが、データに依存する研究開発分野では必ずしも当てはまらない場合もある。

- 事業者間の競争は、ある意味において、アルゴリズムの競争となるべきである。他方で、インプット（投入財）としてのデータの量がアルゴリズムをより高度化させる上で、非常に大きな影響を与えている。このような場合に、事業者が同じデータを代替的な手段で取得できない、データの取得に費用が掛かり過ぎるといった事情があれば、アルゴリズムの競争にも影響を与える可能性がある。この点でも、データの収集に係る競争への影響について検討すべきであろう。
- データが企業結合規制上の固定資産になるかどうかの論点については、特にデータが売買可能になって初めて問題となり得るが、現状ではそれ自体の取引ではなくデータを保有する部門ごとの買収として見れば足りるだろう。
- データの重要性が高まっていることは、データリッチな事業者の買収が増加していることに現れている。また、データを大量に保有している事業者は、現状において、売上がある訳ではないが、競争を行う上で有力であるという懸念から、ドイツでは企業結合の届出基準についての改正が提案されている。
- 企業結合規制において、売上高が届出基準に満たないデータリッチな事業者の買収をどのように把握するのかという点を検討すべきである。また、企業結合審査において、企業結合によりデータが集積されることや、一方当事会社が保有するデータを他方当事会社が利用することを通じた競争の実質的制限のおそれをどのように審査すべきかに関し、どのようにデータを取り扱うことが適切なのかを議論してはどうか。
- 競争政策上問題があるとするれば、検索連動型広告や行動ターゲティング広告の市場において、例えば位置情報を保有しているのは誰なのかという点である。情報を所有している事業者が少数であれば、合併で容易にリソースが独占されてしまうのではないかと懸念がある。
- データ利用について、データの差別的提供やデータ利用の拒絶といった他者排

除に係る論点のほか、データが競争停止に利用されること、また、それはどのような場合に問題となるのかについて検討してはどうか。

(3) その他

- マルチサイドマーケットについて、論点案では、双方向市場とされているが、必ずしも一方の市場から他方の市場へとフィードバックされる場合の市場ばかりではないので、二面市場又は多面市場とする方が適切であろう。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

データと競争政策に関する検討会委員名簿

宇都宮 秀樹 森・濱田松本法律事務所 弁護士

川瀨 昇 京都大学大学院法学研究科教授

座長 後藤 晃 東京大学名誉教授

鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所 弁護士

土佐 和生 甲南大学法科大学院教授

中林 純 近畿大学経済学部准教授
(競争政策研究センター主任研究官)

西岡 靖之 法政大学デザイン工学部教授

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科特任准教授

森 亮二 英知法律事務所 弁護士

和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授
(競争政策研究センター主任研究官)

(オブザーバー)

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣府 知的財産戦略推進事務局

総務省

経済産業省

[五十音順, 敬称略, 役職は平成29年1月20日現在]